

千葉市地域公共交通活性化協議会議事運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例（平成31年千葉市条例第24号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、千葉市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(委員の参集)

第2条 協議会開催の招集通知を受けた委員は、指定された日時及び場所に参集するものとする。

2 委員は会議の当日参集することができないとき、又は開会時間に遅れて出席するときは、その旨をあらかじめ届け出なければならない。

(委員の退席)

第3条 委員は会議中に退席しようとするときは、その旨を告げて会長の承認を受けなければならない。

(会議及び議事録の公開)

第4条 会議及び議事録は、公開とする。

ただし、委員の自由な意見交換や発言が阻害されるなど、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるときは、非公開とすることができる。

2 前項の運用について疑義があるときは、会長が協議会の会議に諮って決める。

(発言)

第5条 発言しようとする委員は、会長の許可を受けなければならない。

(議事の整理)

第6条 会長は協議会の開会及び閉会を宣言し、会議の順序を定め議事を整理する。

2 会長は議事を整理するため必要があると認めたときは、委員の発言をやめ議事を中止し、又はその順序を変更することができる。

(採決の宣言)

第7条 会長は採決しようとするときは、その旨を宣言する。

(採決)

第8条 議案の採決は原則として挙手により決する。

【案】

(議事録の作成等)

第9条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の開閉に関する事項及び日時
- (2) 委員の出席に関する事項及び氏名
- (3) 議事に関与した市職員の氏名
- (4) 会議に付した議題名及び、その採決等に関する事項
- (5) 議事の内容、その他会長が必要と認めた事項

2 議事録は、事務局が作成した議事録案を出席委員が確認し、会長が承認することにより確定するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局を都市局都市部交通政策課に置く。

附則

この要綱は、令和元年 月 日から適用する。